

「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売業者15社に対する申入れ活動について

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

消費者庁措置命令

消費者庁は、2017年11月7日、「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品について、景品表示法に違反する優良誤認表示を行っていたものと認定し、販売業者16社に対し、措置命令を行いました。

当団体から販売業者に対する申入れ

当団体は、本件表示の問題は、景品表示法に違反しているだけではなく、消費者契約法4条1項1号に定める「不実告知」に該当するものであり、本件表示を見た結果、誤認して当該商品を購入した消費者については、同号の規定によって購入契約を取り消して、すでに消費した分も含めて商品代金の返金を求めることができるものと判断しました。

そこで、当団体は、2018年3月5日、既に購入者全員に返金を実施していた1社を除く販売業者15社に対し、以下の申入れを行いました。

- ① 措置命令の対象となった表示により対象商品を購入した消費者に対して
  - ア) 誤認して購入した場合は、すでに消費した分も含めて返金を求めることができる旨を個別に告知すること。
  - イ) 対象商品を購入した消費者から購入代金の返金を求められたときは、直ちにこれに応じるとともに、消費者の負担が少ない返金方法を提供すること。
- ② 当団体に対し①にかかる返金等の実施状況について定期的に報告すること。

申入れの結果について

当団体からの申入れに対し、回答の無かった1社を除く14社からは以下の回答がありました。

11社 返金、個別通知、当団体への報告に応じる。

1社 返金、当団体への報告には応じるが、個別通知には応じない。

2社 返金には応じるが、個別通知、当団体への報告には応じない。

2019年3月31日時点の返金者数

当団体への報告に応じた12社の合計で16,472名に対し返金が実施されました。